

沼津市制 100 周年記念事業基本方針

令和 4 年 6 月 1 日市長決裁

令和 4 年 6 月 27 日改定

1 はじめに

沼津市は、大正 12 (1923) 年 7 月 1 日、静岡県内では、静岡市、浜松市に次ぐ 3 番目、全国では 89 番目の市として誕生し、周辺の町村との合併を重ね、平成 17 (2005) 年に現在の市域となりました。そして、令和 5 (2023) 年に市制施行 100 周年を迎えます。

2 基本理念

次の 100 年への新たな一步を踏み出すにあたり、沼津市の成り立ちや、先人達の思いを理解し、沼津の魅力を確認するとともに、誇り高い沼津を次世代に残すため、市制 100 周年記念事業（以下「記念事業」という。）に取り組みます。

3 基本的な考え方

記念事業は、基本理念に従い「先人達への感謝と敬意」「誇りと愛着」「市民との協働」「次の 100 年への新たな一步」を基本的な考え方として実施します。

(1) 先人達への感謝と敬意

沼津市が、交通の要衝、産業の拠点、学園都市等として栄える現在があることが、多くの先人達に支えられてきたことを理解し、改めて「感謝」と「敬意」をはらう機会を創出します。

(2) 誇りと愛着

沼津市の魅力を広く発信し、本市に関係する全ての方々が、本市に対する「誇り」と「愛着」を抱いていただく機会を創出します。

(3) 市民との協働

市民一人ひとりが、未来に向けたまちづくりの担い手が自分自身であることを自覚し、市民と行政との協働により、よりよい沼津を育む意識を醸成します。

(4) 次の 100 年への新たな一步

新たな歴史が創り出されていくスタートとして、子ども達に誇れる未来を描き、誰もが未来の沼津に「夢」や「希望」を抱くことができる機会を創出します。

4 事業期間

市制 100 周年記念日は、令和 5（2023）年 7 月 1 日となります。

記念事業は、記念日が含まれる年度を記念事業期間とし、市制 100 周年に向けた機運醸成を図るため、前年度にプレ事業期間を設けて取り組みます。

(1) プレ事業期間 令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(2) 記念事業期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

5 推進体制

記念事業の推進にあたっては、多くの市民や団体等の様々な主体と共に、市全体で取り組みます。

(1) 沼津市制 100 周年記念事業推進連絡協議会

地域、産業、福祉、観光、スポーツ、文化及び教育等、各種団体の情報共有等を図るため「沼津市制 100 周年記念事業推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置します。

① 構成メンバー

市長、各種団体の長

② 役割

連絡協議会は、市と各種団体が情報を共有し、連携して広報活動や機運醸成に取り組み、記念事業の円滑な推進に関し必要なことを行います。

(2) 沼津市制 100 周年記念事業推進会議

市役所内の組織を総括して、記念事業を推進するため「沼津市制 100 周年記念事業推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置します。

① 構成メンバー

企画部を所管する副市長、理事、企画部長、政策企画課長、市制 100 周年記念事業推進室長

② 役割

推進会議は、市役所内の組織を総括して、記念事業を円滑に推進する

ため必要な調整・決定を行います。

- (3) 沼津市制 100 周年記念事業推進プロジェクトチーム
連絡協議会を構成する各種団体と連携し、組織横断的に記念事業を推進するため「沼津市制 100 周年記念事業推進プロジェクトチーム（以下「PT」という。）」を設置します。

① 構成メンバー

政策企画課長、市制 100 周年記念事業推進室員、広報課、地域自治課、総務課、社会福祉課、商工振興課、観光戦略課、農林農地課、水産海浜課、ウィズスポーツ課、学校教育課、文化振興課、生涯学習課及び、連絡協議会に加盟する団体等を所管する課の職員

② 役割

PTは、連絡協議会を構成する各種団体と連携し、組織横断的に記念事業に取り組むため、相互の連絡・調整等必要なことを行います。

6 事業構成

記念事業の構成は、次のとおりとします。

- (1) 記念式典（所管：総務課）

令和 5（2023）年 7 月 1 日（土）に、市政の発展に貢献された方々への表彰など、大きな節目を祝うセレモニーとして実施するもの。

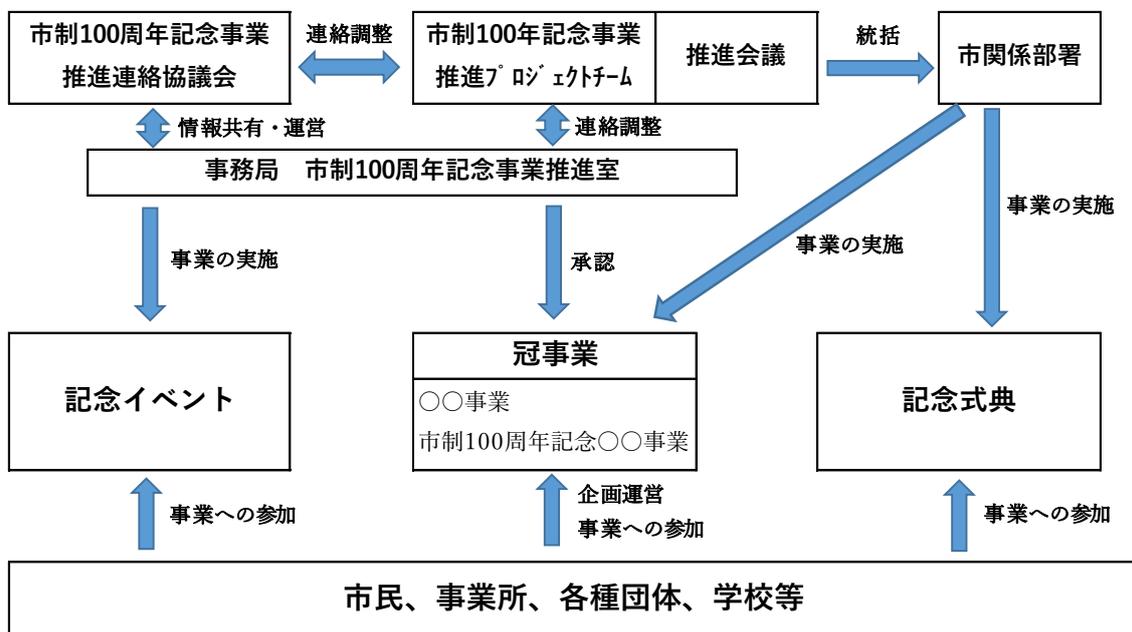
- (2) 記念イベント（所管：政策企画課）

令和 5（2023）年 7 月 7 日（金）から 7 月 9 日（日）に、市制100周年を記念して市が主催して取り組むもの。

- (3) 「冠」事業

市制100周年に合わせて新たに実施する事業及び従来から実施している事業で、基本理念を理解し、基本的な考え方を表現する内容が盛り込まれているもの。

【事業構成イメージ図】



7 広報及び啓発

市制 100 周年に向けた機運と市民一人ひとりのシビックプライドの醸成を図るため、本市の魅力発信等の十分な広報やPR活動を行う必要があることから、次の項目を検討します。

- (1) ロゴマーク及びキャッチフレーズの活用
 ロゴマーク及びキャッチフレーズを作成し、市や各種団体などの印刷物や啓発物へ印刷します。また、各種イベントにおける制作物等へ記載するなど、様々な機会を活用を図ります。
- (2) プレ事業
 プレ事業期間に、市制 100 周年に向けた機運の醸成と周知を図るため、従来から市が主催又は共催して行っている事業等を活用したプレイベントを実施します。
- (3) 各種PRツールの活用
 市広報紙や各種発行物、ホームページ、SNS、TV、ラジオ等の各種ツールの活用や大型商業施設などを活用した周知に努めます。また、本市にゆかりのある著名人などをインフルエンサーとした情報拡散にも努めます。
- (4) その他多様な手法の活用
 横断幕、懸垂幕、のぼり旗、ポスター等の掲示によるものや、機運醸成のための取組等多様な手法により周知を図ります。

8 充当財源等

(1) 市、市民や団体等が実施する記念事業について

令和4（2022）年8月に実施するサマーレビューにおいて、各課が所管する主催事業や市民や団体等と調整し、必要な財源を考慮した事業を立案し協議します。

(2) 市民や団体等が実施する記念事業に対する補助制度の創設

「市民との協働」の取組として「市制100周年記念事業推進室」が、市民等が自ら企画・実施する記念事業を募集し、選定された事業に必要な経費の一部を補助します。

【推進体制イメージ図】

